大崎市水道事業及び下水道事業企業会計システム更新業務

公募型プロポーザル実施要領

１．公募型プロポーザルの実施

（１）大崎市水道事業及び下水道事業企業会計システム更新の目的

本業務は，現行の会計システムがリース期間の満了を迎えることから，より一層の住民サービスの向上と財政運営上の効率化に資することを目的に，システムの更新を行うものである。

（２）公募型プロポーザル方式により受託者を選定する理由

企業会計システムは，会計基本や貯蔵品における日次の処理から，固定資産における決算期の処理まで，公営企業の主な会計業務をすべて包括したトータルシステムであるため，構築と運用管理には多大な経費と労力が必要となることから，構築や運用方法について考慮する必要がある。

また，公営企業は，中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により，事業の現在の課題，将来の見通し・リスクを「見える化」して把握，分析，公表した上で，当該事業の必要性と担い手のあり方について「抜本的な改革」の検討を行うことが必要であり，情報化の推進は，住民サービスを向上させていくうえで必要不可欠なものである。

以上のことから，情報化の推進等について提案させ，見積価格だけではなく，構築体制や保守体制，システムごとの機能評価を重要な評価ポイントとして事業者を選定し，業務効率及び職員満足度の高いシステム導入を図るために，公募型プロポーザル方式を採用するものである。

２．業務概要

（１）件名

大崎市水道事業及び下水道事業企業会計システム更新業務

（２）業務内容

対象システム及び対象事業は，以下の表のとおりとする。

No	対象システム名	対象事業
1	企業会計システム	水道事業，下水道事業
2	固定資産システム	水道事業，下水道事業
3	貯蔵品システム	水道事業
4	起債システム	水道事業
5	電子決裁システム	水道事業，下水道事業

また，前回更新時の基本方針として，下記の４点が掲げられており，今回も同様の方針で企業会計システムの更新を行うものである。

・住民生活に影響を及ぼさないよう，「安全・確実」に稼動することを最優先する。
・個人情報保護をはじめとするセキュリティ対策に十分配慮する。
・住民サービスの向上，行政の効率化につながるよう配慮する。
・費用対効果を勘案し，コスト削減に努めるものとする。

（３）履行期間

・システム構築

契約締結の翌日から令和９年１２月３１日まで

・システム運用及び保守

令和１０年1月１日から令和１４年１２月３１日まで

（４）提案上限額　　３７，２００千円（消費税相当額を除く）

〈内訳〉

構築費用　　４，４００千円（消費税相当額を除く）

運用・保守費用　３２，８００千円（消費税相当額を除く）

※提案上限額は契約予定額を示すものではない。また，提案にあたっては内訳ごとの提案上限額を超えないものとすること。

３．参加資格

本プロポーザルに参加できる者は，次のすべての要件に該当する者とする。なお，プロポーザルに参加できる者の形態は，単体企業とする。当該参加資格を有することを証する書類に虚偽があった場合は直ちに参加資格を失う。

（１）一般要件

（ア）大崎市物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成１８年３月３１日訓令甲第６２号）第６条に規定する物品調達等に係る競争入札参加登録簿に登録されている者又は入札参加資格審査申請と同様の書類審査を受け，適格と認められる者。

（イ）大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領（平成１８年３月３１日告示第２３号）及び大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成２５年６月１日規則第３９号）の規定による入札参加資格制限等の措置を受けていない者。

（ウ）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（同令第１６７条の１１第１項の規定により準用される場合を含む。以下同じ。）第１項の規定により入札に参加させることができない者でないこと。

（エ）地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により入札に参加させないことと

されている期間を経過していない者でないこと。

（オ）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし，同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が，その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては，当該申立てがなされていない者とみなす。

（カ）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし，同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が，その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては，当該申立てがなされていない者とみなす。

（２）個別要件

（ア）下記のいずれかの要件を満たすこと。

・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より，プライバシーマークの認定を受けているものであること。

・情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001,ISMS)を取得している者であること。

（イ）過去５年間において，地方公共団体に対して，２.（２）に掲げるNo.１から５のシステムのうち複数のシステムの導入実績を有する者であること。

（受託した場合，業務の一部を再委託する場合の協力事業者の実績を含む。）

４．質問及び回答

（１）受付期限

令和８年１１月３０日（月）午後５時まで

（２）受付先

大崎市上下水道部経営管理課　管財経理担当　宛て

電子メール：w-kanri@city.osaki.miyagi.jp

（３）質問方法

質問書［様式１］により電子メール（電子メール以外での質問は受け付けない）にて提出のこと。

・電子メールの標題

【質問書：大崎市水道事業及び下水道事業企業会計システム更新業務】事業者名

※事業者名の箇所には，貴社の名称を記載すること。

（４）回答の方法

提出された質問に対する回答は，令和８年１２月７日（月）までに市ウェブサイトに掲載する。

５．提出書類

（１）一次選考用提出書類（参加表明書等）

（ア）プロポーザルに参加しようとする者は，次に掲げる書類を作成し提出すること。

①参加表明書［様式２－１］

②会社概要書［様式２－２］

③導入実績一覧表［様式２－３］

④導入実績一覧表を証する契約書等の写し等

⑤参加資格を確認できる書類（物品調達等に係る競争入札参加業者登録書の写し等）

⑥プライバシーマーク登録書の写し又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001，ISMS）を取得したことを証明できる書類の写し

⑦業務協力契約予定書（受託した場合，協力業者として他社に業務の一部を委託する場合のみ）［様式２－４］

（２）二次選考用提出書類（技術提案書等）

（ア）一次選考を通過し，プロポーザルに参加しようとする者は，次に掲げる書類を作成し提出すること。

①技術提案書［様式３－１］

②機能証明書［様式３－２］

③ソフトウェア一覧表［様式３－３］

④費用見積書［様式３－４］～［様式３－１５］

６．選考用書類の提出

（１）提出期限

【一次選考用提出書類（参加表明書等）】　令和８年１２月１５日（火）午後５時まで

【二次選考用提出書類（技術提案書等）】　令和９年１月１３日（水）午後５時まで

（２）提出場所

〒９８９－６２２３　宮城県大崎市古川字上古川１１７番地

大崎市上下水道部経営管理課　管財経理担当

電話　０２２９－２４－１１１２（直通）

（３）提出部数

【一次選考用提出書類（参加表明書等）】６部（正本１部，副本５部）

電磁的記録媒体（ＤＶＤ－Ｒ）１部

【二次選考用提出書類（技術提案書等）】６部（正本１部，副本５部）

電磁的記録媒体（ＤＶＤ－Ｒ）１部

（４）提出方法

持参（土曜日，日曜日及び祝日を除く日の午前８時３０分から午後５時までとす

る。）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし，提出期限内に必着とする。）とする。

７．一次選考審査

事務局において，「５．（１）一次選考用提出書類（参加表明書等）」に掲げる書類について審査し，参加要件を満たしていることが確認された者に対して，令和８年１２月２４日（木）までに書面及びメール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨を通知するとともに，二次選考審査への参加を要請し，プレゼンテーション及びデモンストレーションの日程を通知する。また，参加要件を満たしていないとされた者に対しては，令和８年１２月２４日（木）までに書面及びメール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨と理由を通知する。

８．参加表明後の辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は，速やかに参加辞退届[様式４]を「４．（２）受付先」へ電子メールで提出すること。

・電子メールの標題

【辞退：大崎市水道事業及び下水道事業企業会計システム更新業務】事業者名

※事業者名の箇所には，貴社の名称を記載すること。

９．二次選考審査

大崎市水道事業及び下水道事業企業会計システム更新業務公募型プロポーザル審査委員会（以下，「委員会」という。）において，「５．（２）二次選考用提出書類（技術提案書等）」に掲げる書類，プレゼンテーション及びデモンストレーションの審査結果をもとに，優先交渉権者及び次順位候補者を選定する。

なお，委員会は大崎市職員の７名以内で構成するが，委員の氏名については，選定における公平性を確保するため，審査結果の公表時に公表するものとする。

１０．技術提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合には，提出された提案書等を無効とする。

（ア）提出期限を過ぎて提出した場合

（イ）提出書類の記載事項に虚偽の記載があった場合

（ウ）審査の公平性を害する行為があった場合

（エ）委員会又は本業務の関係者に提案内容に関する助言を求めた場合

（オ）２．（２）に掲げるNo.１から５のシステムのうち，いずれか一つでも欠けている場合

（カ）２．（４）に示す内訳ごとの提案上限額を超えた場合

１１．二次選考審査の方法

提案者の選定は，委員会が，下記（３）の評価基準に基づき，審査する。なお，審査，プレゼンテーション及びデモンストレーションは非公開とする。

（１）書類審査，プレゼンテーション審査及びデモンストレーション審査の実施

（ア）委員会において，書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し，上位３社以内を選定する。日時は，令和９年１月２８日（木）を予定している。審査を通過した者に対して，令和９年２月２日（火）までに書面及びメール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨を通知するとともに，デモンストレーション審査への参加を要請する。また，書類審査及びプレゼンテーション審査にて３社以内に選定されなかった者に対しては，令和９年２月２日（火）までに書面及びメール（参加承諾書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨と理由を通知する。

（イ）プレゼンテーション審査は，１社当たり１時間３０分（説明６０分，質疑応答３０分以内）程度で説明を受ける。なお，技術提案書のプレゼンテーションは，業務を受託した場合の体制図に載っている者が行うこと。また，出席者は各社５人以内とする。プレゼンテーションの実施会場，電源，机，椅子は本市で準備するが，その他の機材については必要に応じて提案者にて準備すること。出席者の服装，使用する機材等は，会社名（商号又は名称）等提案者を識別できないよう配慮すること。

（ウ）提案者から，各システムのデモンストレーションを受ける。日時は，令和９年２月９日（火）を予定しており，決定したタイムテーブルに基づき行う。なお，各システムのデモンストレーションは，業務を受託した場合の体制図に載っている者が行うこと。出席者はシステム毎に本市が指定する人数以内とする。デモンストレーションに必要となる機材（ＰＣ・プロジェクター等）は提案者にて準備すること。

（エ）プレゼンテーション審査及びデモンストレーション審査の詳細な日時等については，二次選考に係る書類提出期限（令和９年１月１３日（水））以降，メール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）により通知する。

※なお，プレゼンテーション及びデモンストレーションの順番は二次選考用提出書類の受付順とする。

（２）審査

（ア）提出された提案書，費用見積書等，プレゼンテーション及びデモンストレーションを評価基準に基づいて審査し，優先交渉権者及び次順位候補者を選定する。

（イ）優先交渉権者との間に調整協議が成立した場合は契約相手方として決定する。

なお，調整協議不成立の場合は，次順位候補者と調整協議を行い，協議成立の場合は契約相手方としてこれを決定する。

（ウ）審査結果（審査の詳細は除く。）については全提案者に対し郵送により通知する。

（3）評価基準

評価項目	評価内容	配分点
費用見積書	見積金額（履行期間の帳票費用を含む）	200
機能証明書	業務機能の網羅性・充実度	300
技術提案書	業務・システムの最適化に対する理解・取組み	300
	システム全体	
	業務システム	
	構築環境	
	作業（データ移行等）	
	管理体制	
	その他（次期移行・契約期間延長・任意提案）	
プレゼンテーション	取組み姿勢	100
	知識・説得力	
	信頼性・コミュニケーション能力	
デモンストレーション	システムの機能性	100
	システムの操作性	
	システムの信頼性	
合計（1,000 点満点）		1,000

１２．審査結果の公表

プロポーザル審査結果については，確定後直ちに全提案者に書面にて通知するとともに，以下の項目について市ウェブサイトへ掲載の方法により公表する。

（ア）プロポーザルの参加者名

（イ）優先交渉権者

（ウ）評価結果一覧表（ただし，選定された候補者以外の参加者名部分については非公表とする）

（エ）プロポーザル審査委員会委員名

（オ）その他必要事項

１３．技術提案書等の取り扱い

（ア）提出期限後の技術提案書等の訂正，追加及び再提出は認めない。

（イ）著作権はそれぞれの企業に帰属する。

（ウ）提出された技術提案書等は原則非公開とする。
（エ）提出された技術提案書等は返却しない。
（オ）技術提案書等は審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
（カ）提出された技術提案書等は，提案内容の評価以外提案者に無断で使用しない。

１４．契約条件

本市が選定した優先交渉権者と，契約について協議を行い，大崎市契約規則に基づいて契約を締結するものとする。その際，技術提案書等に記載された項目は，契約時に仕様書に反映するものとする。ただし，本業務の目的達成のため，必要な範囲において，本市と優先交渉権者との協議により契約締結段階において項目の追加，変更，削除を行えるものとする。したがって，優先交渉権者の決定をもって，技術提案書に記載された全内容を承認するものではない。

なお，優先交渉権者との協議において，両者が合意に至らなかった場合には，次順位候補者との協議を行うものとする。

１５．スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは，以下の表のとおりとする。ただし，各実施日については，本市の事務上の都合により変更できるものとする。

年　月　日	内　　容
令和　８年１１月１７日（火）	第１回審査委員会
令和　８年１１月２０日（金）	実施公告
令和　８年１１月３０日（月）	質問書の提出期限
令和　８年１２月　７日（月）	質問に対する回答
令和　８年１２月１５日（火）	一次選考用書類（参加表明書等）提出期限
令和　８年１２月２４日（木）	参加資格確認結果通知
令和　９年　１月１３日（水）	二次選考用書類（技術提案書等）提出期限
令和　９年　１月２８日（木）予定	第２回審査委員会 ・技術提案書等の書類審査 ・プレゼンテーション審査 ・上位３社以内の選定
令和　９年　２月　２日（火）予定	二次選考結果通知
令和　９年　２月　９日（火）予定	デモンストレーション審査
令和　９年　２月１８日（木）予定	第３回審査委員会 ・優先交渉権者，次順位候補者の選定

年　月　日	内　　容
令和　９年　２月２５日（木）予定	優先交渉権者等の決定・審査結果通知
令和　９年　３月上旬	契約内容の調整協議開始
令和　９年　４月中旬	契約内容の調整協議終了・随意契約起工伺
令和　９年　５月中旬	見積合わせ
令和　９年　５月下旬	業務委託等契約締結
契約締結の翌日～令和１４年１２月	業務履行期間

１６．その他

（１）参加表明書，技術提案書の作成，提出等一切の経費は，技術提案者の負担とする。

（２）本業務の契約締結前に，緊急等やむを得ない理由等により，業務を実施する事ができない場合には，公募型プロポーザルを停止，中止又は取り消すことがある。なお，その場合，プロポーザルに要した経費を市に請求することはできない。

（３）技術提案書等の評価において，不明点等あった場合，補足説明等を求める場合がある。ただし，当該補足資料等において，提案内容が変わる修正は認めない。

（４）公告の日から受託者の選定が終了するまでの間，審査委員会委員及び担当課関係職員に対する営業活動を禁止する。

（５）提出された書類は，大崎市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

（６）提案者は，実施要領及び調達仕様書等の不知又は不明，技術提案書の記載事項の錯誤等を理由に技術提案書提出後に異議を申し立てることはできない。